

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

週報

號日一月一十

九・一八價格とは何か
 價格統制の除外品
 地代家賃統制令解説
 時局と遵法精神
 天皇ノ名ニ於テ
 爲替基準變更さる
 ◇精動の頁
 トルコを繞る英佛ソ

第一五九號 昭和十四年十月二十五日 星期一 郵政特種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

週

報

昭和十四年十月二十五日 星期一 郵政特種郵便物認可 (毎週一回水曜日發行)

内閣印刷局印刷發行

五錢



強力ビタミンB剤 オリザニン

最高力價を誇るビタミンBの標準品

脚氣の治療と豫防に 疲労の恢復と防止に
 食慾不振と便秘に 肺結核肋膜炎諸症に
 妊娠産褥授乳時に 乳兒脚氣成長障礙に
 (説明書進呈) 60錠 ¥1.20

東京・三共株式会社・製

(判LA51 格規定國はき大の書本)

露光量違いにより重複撮影

興亞奉公日

十一月一日

週報 (十一月一日)

内閣情報部編輯

時局と憲法精神 司法省

「天皇ノ名ニ於テ」

九一八價格とは何か 商工省

引上停止の除外品 農林省

地代・家賃統制令解説 厚生省

爲替の値、更なる大蔵省

トルコを繞る英艦隊 外務省

外務省情報部

運動の頁

十月十九日(前日)前日追加
▼ヒヒ総統ポーランド總帥と上部シレジ
ア獨領併合宣言 ▼英、俄、土相互援助
協定成立

十月二十日(今日)
▼支那派遣軍總參謀長板垣中將上海に
於て汪兆銘と會談

十月二十一日(明日)
▼ノモンハン事件現地交渉終
結、今後國土防衛に適應する旨
閣議決定

十月二十二日(後日)
▼ノモンハン事件、敬告死傷三萬八
千四百、俘虜三十七、これに
對して、三方の戦死七百三十三
名、負傷二千六百名と大々発表

十月二十三日(後日)
▼支那派遣軍、中野、中野、
中野司令官長官に、皇田副武中將
海軍總政大部長に、渡邊省中將軍令
部次長に補せらるる ▼日英イラン條約
締結する十八日高印された日外務省發
表

十月二十四日(後日)
▼須野外務省情報部長、クルー米大使

の演説に對し、國交調整の頁、米
にもある日外人記者團に答ふ
▼井上成道少將支那方面艦隊參
謀長に補せらる

十月二十四日(後日)
▼ノモンハン事件航空部隊の感
狀上聞に達す ▼政府爲替基準
を變更 ▼本年度第三次東部防
空訓練、一府十五縣に開始

▼ノノント號に閉じ、米
特押留せしとハル米長官聲
明

十月二十六日(後日)
▼支那派遣軍の部、一部釋放を
外務省情報部長発表 ▼中央物價
委員會議決、公定の噸位容申

▼支那總領事館、會晤和十八年
より、務教育制實施を決定

露光量違いにより重複撮影

興亞奉公日

十一月一日

週報

(十一月一日)

内閣情報部編輯

時局と漢法精神 司法省

「天皇ノ名ニ於テ」

九一八價格とは何か

商工省

引上停止の除外品 農林省

地代・家賃統制令解説 厚生省

爲替基準變更さる 大蔵省

トルコを繞る英佛ソ 外務省情報部

精勤の頁

興

十月十九日(本報)追加

▼ヒューストンと上野シレン

▼英佛土相互援助協定成立

十月二十日(金)

▼支那派遣軍總參謀長板垣中將上海に於て汪兆銘と會談

十月二十一日(土)

▼ノモンハン事件現地交渉終結 今後國土防衛に邁進する旨

關東軍發表表 湖南作戦に於ける綜合戰果 敵遺棄死體三萬八千四百、俘虜三千七百、これに對し、わが方の戦死七百三十二名、負傷二千六百名と大本營陸軍部發表表

▼古賀第一中將第二艦隊司令長官に、豊田副武中將海軍艦政本部長に、近藤信竹中將軍令部次長に補せらる

▼日本イラン修好條約去る十八日調印された旨外務省發表表

十月二十三日(月)

▼須藤外務省情報部長、グルー米大使

の演説に對し、國交調整の實、米にもある旨外人記者團に答ふ

▼井上成美少將支那方面艦隊參謀長に補せらる

十月二十四日(火)

▼ノモンハン事件航空部隊の感狀上聞に達す

▼政府爲替基準を磅リンクより弗リンクに変更を發表

▼本年度第三次東部防空訓練 一府十五縣に開始

▼フリント號に關し、聯に米船抑留權なしとハル米長官聲明

十月二十六日(木)

▼ソ聯留中の邦船一部釋放を外務省情報部發表表

▼中央物價委員會價格公定の順位答申

▼臺灣總督府評議會昭和十八年より義務教育制實施を決定

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

表

時局と遵法精神

司 法 省

はしがき

裁判所構成法は裁判所及び検事局の組織権限を定めた司法部の憲法ともいふべき法律で、明治二十三年十一月一日に施行された。わが國の司法制度は之によつて基礎づけられ、爾來、御稔威の下、官民の一致協力に依り、長足の進歩を遂げ、國民の權義保全の上に多大の貢獻をして來たのである。

十一月一日はこの裁判所構成法實施五十年に當り、司法部ではその日を期して記念の式典を舉行し、過去の業績を回顧すると共に、時局下益々重きを加へつゝある司法部の使命に思ひをいたし、將來の躍進に備へることになつた。この機會に當り、かきかねて遵法精神の問題を取

上げ喋々する所以のものは、一には時局下、特にその昂揚徹底の必要を痛感したのと、二には之が昂揚徹底を圖り裁判所構成法實施五十年記念を一段と意義あらしめたいからなのである。

遵法精神

法は國家存立の大本であり、法の威信の徹底は國家興隆の基礎である。だが、法の威信の徹底は、官僚獨りの能くし得ることではなく、また如何に立派な法令を整備したとて、之が成就は期し得られるものではない。一般國民の遵法に對する理解と協力とを必要とすることはいふまでもない。もし國民が遵法の何たるやを理解せず、法を蔑にして非違を敢へてするに至るならば、如何

に立派な法令も死文と化し、法の威信は全く地に墜ち、國家の秩序は亂れ、次に來るべきものは國家の壊滅である。興隆期の羅馬と衰退期の羅馬とを比較して見ると、如何に遵法精神の消長が國運の盛衰に影響を持つものであるかが明瞭に判る。

共和政及び帝政初期の羅馬は、國民の氣風剛健であり、正義の觀念に強く、法律はユースティチア女神に人格化されて最大級の崇敬を受け、遵法の精神は國民各層至る所に滲透してゐた。内に於てはユースティチア君臨の下に秩序ある生活を營み文化は隆盛を誇り、外に於ては羅馬レギオン軍團の向ふ所俯伏しない敵はなかつた。之に反し、帝政後期に至るや、漸く剛健の氣風地を拂ひ、支配階級は特權と豪奢を誇り、被支配階級は悲慘に沈み、其處に支配するものは、ユースティチアに代つた愚かな人間の恣意であつた。遵法の觀念は泥土に委せられて顧みられず、法律學は論理の遊戯と化し、國內秩序は亂れに亂れて文化は漸次衰退の途を辿り、往時無敵を誇つたレギオンは徒らに過去の榮光を夢みるに止まり、全領

域は北方ゲルマン民族の鐵蹄下に蹂躪され、ユースティチアはスプリアス帝の勅定した羅馬法大全も遂に國內秩序を回復し國家の壊滅を阻止し得なかつた。

それは、遵法とは何か。遵法の精神とは何か。元來遵法といふことは平凡過ぎるほど平凡な事柄であり、當然過ぎる程當然である爲めに、かへつて注目を引かず、それだけに又その本質は判つたやうで、案外に判つてゐない。

世の中には、法に觸れないこと、法に背かないことを以て恰も遵法そのものであるかの如く誤解してゐる者も少なくないやうである。無理からぬ誤解と思ふが、法に觸れないとか、法に背かないとかいふことで、遵法の全部が盡されるものでないことを理解して欲しい。遵法とはそんな消極的な形式的な意味合のものではない。もつと積極的であり、もつと實質的であり、そして創造的、發展的活動なのである。日本人として我々の魂の奥底から已むに已まれず湧き出て來る叫びなのである。透徹した國體觀に立脚して天皇の大神心を體し、「まこと」を以て

天皇に歸し奉る「はたらしき」なのである。わが國の古語は「法」を訓じて「のり」といふ。「のり」とは語であり、教であり、令である。天皇が下萬民を教へ諭し給ふことを「みことのり」といふ。法は「みことのり」の一つである。

現代の法令は、或ひは法律といひ、或ひは勅令といひ、或ひは閣令、省令といひ、その法律學的名稱にいろいろの差異はあるが、いづれも天皇の大権に源を發したもので、一として「みことのり」ならざるものはないのである。我々國民が法令を遵守するとは、「みことのり」に現はれた大御心を體し、臣として御命令に、弟子として御教示に、赤子として御話諭に従ひ奉ることに外ならぬ。すべての私心を去り明き清き「まこと」を以て天皇に歸し奉り、以て皇運を翼賛し奉る大行に外ならぬ。上御一人の下に一絲亂れず全國民一體となつて、靡國の大精神を宇内に綱揚し、天壤無窮の宏願の實現を企圖する創造活動ともいへるのである。天平勝寶の古貴、筑紫に派遣された無名の防人等はかう歌つた。

大君のみことかこみ磯にふり海原渡る父母を置き
て
今日よりは顧みなくて大君のしこの御楯と出で立つ
吾は
この純一無雜の「まこと」を措いて、何處に遵法精神の本質があらう。この滅私奉公の觀念を除いて、何處に遵法精神の眞髓があらう。これを皇道精神と云ふも、將又日本精神と云ふも、何等異なるものでない。

時局と遵法精神

支那事變勃發以來既に二年有餘。今や皇國は東亞新秩序建設のため、國家總動員體制を着々と整備しつゝ、歩武堂々の大行進を開始した。前途には幾多の困難と幾多の障害が横はつてゐるだらう。今後國民經濟に對する統制は益々加はることだらう。しかし此の難局を突破することは現代に生を受けた我等の使命である。

近代戦は國家總力戦といはれる通り、單に兵力のみの争ひでなく、國民の全力を擧げての戦ひであり、就中國民

の經濟力は勝敗を分つ主たる要因である。しかもわが國は山來物的資源に恵まれてゐない。限りある物資を以て、長期戰體制を採つた軍事活動と大陸開發といふ有史以來の大事業を賄つて行かなければならない。必要物資の需給調整が當面の最も重要な國策となつた所以である。計畫經濟はその必至の結論であり、事變動發以來各種の經濟政策が實施され、經濟の統制は日一日と強化され、これに關する法令は相續いで公布を見た。

昭和十二年には臨時資金調整法、臨時肥料配給統制法、輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律、臨時船舶管理法が制定施行され、昭和十三年には、極めて包括的な戰時經濟統制等の爲め立法として國家總動員法が制定實施された。これ等の法令が適正妥當に運用され、所期の目的を達し得るや否は、一にかゝつて國民の遵法精神の有無にあるといふも敢へて過言でない。然るに一部國民の間には、かゝる事態を認識せず、私慾のため法令を蔑視し下時局下國民としてふさはしからぬ行動に出る者がある。

ことは、洵に憂慮すべく、遵法精神の昂揚、徹底を叫ばざるを得ない所以も亦茲にある。

事變以前の自由經濟組織の下に於ては、如何なるものでも欲するまゝに生産し配給し消費することが出来た。所有權はその行使に關し制限を受けることが少く、又欲する時欲する場所で欲するがまゝの契約を締結することが出来るのを原則とした。人々は何物にも煩はされることなく思ふまゝに利益を追及しその利慾心を十分に満足させることが出来た。かく行動しても誰もこれを非國民として指彈するものもなければ、況んや犯罪者として懲罰に拉致する警吏もなかつた。ところが事變以來はどうだらう。

生産の統制が實施された。法令で禁止されたものは如何に生産したくとも出来ない。法令で命令されたものは如何に嫌でも製造しなければならない。配給の統制が實施され、許可制と切符制が布かれた。行政官廳の許可を受けた場合以外は法令に指定された者以外の者に物を賣ることは出来ない。それ以外の者から物を買ふことも出

来ない。切符を持たなければ物を買ふことが出来ない。切符なしの者に物を賣ることも出来ない。

價格の統制が實施された。法令に定められた價格以上で物の賣買をすることは出来ない。消費規程が行はれ、物を自由に費消することも出来なくなつた。かくて所有權行使の自由と契約の自由とは極度に制限せられ、經濟生活の全面に互つて統制が斷行されたのだ。統制に反する者には冷たい獄舎が入口を開けて待つてゐる。社會の白眼指彈が待つてゐる。何と驚嘆すべき變化であらう。しかも統制の觸手は今後益々廣く深く延びて行く。

支那事變はかくの如く國民經濟の上に未曾有の大變革を招來した。我々はこの事態を正視し、よく之を認識し、この變化に即應して、法令の要求する所に従ひ、行動を規整して行かなければならない。それが個人の小さな利己心から見ても、如何に不便であらうと、如何に不合理と感じようとも……といふ譯は統制は皇國の大使命から見て絶対に必要なことだからである。それは時代の要

求だからである。前にも言つた。皇國は東亞新秩序の建設目ざして大行進を開始したのだ。個人の小さな利害や感傷はこの大行進の前から姿を消さなければならぬ。

それは自由經濟の視野に在つては容易ならぬ犠牲であるかも知れない。然しそれは輝かしい希望への槍石に外ならぬのだ。天皇を中心として一絲亂れざる統制下に堂堂たる隊伍を編成して八紘一宇の大理想の實現に邁進しなければならぬ。之が時局下要求される憲法精神の具現に外ならぬ。

然るに國民の一部にこの劃期的大行進から落伍した者のあることは洵に遺憾に堪へない。彼等は自己一身の利害を追及するに急で、法の威信を蔑視し國家の休戚を顧みる餘裕を持たなかつた。法の蔑視は當然に報いられ、刑罰の對象となつたのである。司法省刑事局の調査に依れば、今事變になつて經濟統制が強化されて以來、刑事局で取調を受けた者は本年八月末現在に於て總人員一七、一七一人、件數にして一七、一

〇五件の多數に上つてゐる。昭和十三年六月二十九日綿製品の製造、加工、販賣が全面的に制限されてから、經濟犯罪は急激に増加し、同年十月の如きは検事局へ送致された違反件數一、五七三件の多きに達した。だがそれは法令の趣旨不徹底に起因するものが多く、取締官憲も遺憾の事情を斟酌し、比較的寛大な態度を以てこれに臨み一意法令の趣旨徹底に努力した。その後法令の趣旨が徹底するにつれ、經濟犯罪の數は漸減して行つたが、本年三月頃から倍舊の勢ひを以てその數は増加し來り、本年八月の如きは二、〇四〇件の多きに達し、しかも犯罪の性質は全く面目を一新して、複雑、巧妙、惡質となり、甚だしきは再三檢擧せられる者も少からず、又公私文書の偽造、詐欺、贈收賄等の犯罪さへ敢へてするものを出すに至つた。

かかる惡質化の原因としては、一方に於て、統制強化に伴ふ物資の缺乏、需給の不調整、その他の經濟的事山も考へられるのであるが、また他方に於て、彼等が時局を認識せず、自由經濟組織下に養はれた營利第一の思想

を清算し切れず、やゝもすれば、取締官憲の寛大な態度に馴れ、遵法の本義を忘却して法令を蔑視したことも、その主要な原因を成したやに窺はれるのである。

經濟統制に關する法令の運用は、いふまでもなく、國民の理解ある協力に待つ所多大なものがある。殊に今回國家總動員法に基づき公布された價格等統制令その他の法令の如きは、全く國民の遵法の「まこと」に全幅の信頼を置いて發動されたものであり、その適用範圍も從來その比を見ない廣汎なものである。もし國民が遵法の「まこと」を致すに於ていさゝかでも缺くる所あらば、如何に取締官憲がその勵行に努力するとも、如何に重い刑罰を以て違反者に臨むともそれは燒石に水であつて、法令の所期する目的は到底達し得られるものではない。況んや刑罰の如きは、已むを得ざるに出づる最後の手段である。切に、國民が皇國現下の使命を自覺して、遵法の本義をわきまへ、刑罰を用ふるの餘地なからしめるやう、努力せられんことを冀望して已まない次第である。

を認識せず、自由經濟組織下に養はれた營利第一の思想

を冀望して已まない次第である。



特別寄稿

天皇ノ名ニ於テ

尾佐竹 猛

大日本帝國憲法第五十七條には「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ、裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、すべての官吏は陛下の臣僚たるに、特に司法官に限り「天皇ノ名ニ於テ」と規定せられたるは、畏き極みにて、如何に司法權に重きを置かせ給ふかの大御心を拜察し奉るべく、司法官たるものは、唯々感激、以て奉公の至誠を盡して、聖旨に副ひ奉らなくてはならぬ。

茲に、裁判所構成法施行五十年記念に際し、この有難き條文の由来を回想するに、これは憲法以前に、今の裁判所構成法の前身ともいふべき「帝國司法裁判所構成法」が起草せられ、その第一條に「凡ソ裁判權ハ天皇ノ御名ヲ以テ司法裁判所之ヲ行フ」とあつたのである。これに付き法律取調委員の間では、これでは、裁判書に御名を書き添へるやうに見えて穩當ではない、勅記等に御名を御書きになると混同され易い

といふ議論が起り、文章を練り直すこととなつたが、一方憲法が起草せらるゝこととなり裁判所構成法の根幹たる此の條文は、憲法にその地位を占むることとなつたのであるが、その最初の案では「裁判ハ専ら法律ニ依ル、裁判官ハ天皇ノ名代トシテ其職務ヲ行フ爲ニ不羈ノ權ヲ有ス」とあつた。然るに裁判官は天皇の代理者ではない、裁判の決定を君主の名を以て宣告するに過ぎないのであるとの議論が出て、「裁判ハ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ宣告ス」となつたが、また「司法權ハ天皇ノ名ヲ以テ裁判所法律ニ依リ之ヲ施行ス」と修正せられ、更に「司法權ハ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス」と改まつて憲法會議に提出せられ、これには

立ノ説ニ依ルニ非スシテ仍不易ノ大則タルコトヲ失ハス云々
といふ理由が説明となつて居つたが、これに對し、委員會より現行法文通りの修正案が提出せられ、その委員の一人たる司法大臣山田顯義は「法律に依り天皇の名を以てとあるのは穩かでない」とその修正の理由を主張したのである。成程原案では、法律の方が天皇の上にあるが如く讀まれて不都合であるから、一同、この修正に賛成し、「天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ」となり、また「施行ス」が「之ヲ行フ」となつたのは、裁判所構成法の用例に従うたのである。
斯くて有難き條文は出来上つたものの、司法權の運用に付いては深甚の注意を拂はなくてはならぬから
山田司法大臣は「裁判長は如何に精選すればとて神では無く人間である、人間である以上は時としては間違つた裁判を下さぬとも限らぬ、其れを天皇の名に於てすとは如何にも痛心に堪へぬ」と論ぜられ

云々
 司法大臣は軍人であるが、次官に箕作麟祥といふ法律學者が居たので山田伯の説は最も聴くべき價値があつた(昭和三年)
 とは金子伯の述べらるゝところである。山田法相の批駁は、司法官たるもの、恐れに恐れて日夜に反省すべきである。
 擬てまた、右の憲法條文の第二項に基づき裁判所構成法が、憲法附屬の大法典として發布せられ、こゝに、司法權の確立を見たのであるが、この有難き條文の趣旨を奉戴すべく、判決原本の冒頭に、御紋章と「天皇ノ名ニ於テ」の文字が朱にて印刷せられ、燦として光彩を放つたのである。始め裁判所構成法草案第一條の議事るときにも、その書式に付き議論があり、書式として掲ぐる必要はないといふ説も出で、いづれ細則で規定するといふことであつたが、斯く極つたのである。昭和三年に司法部へ行幸のあらせられた際、此

の種の判決原本を天覽に供し奉つたのであるが、金子伯も來觀せられ、實は、自分も判決書の何處に書くのかわからなかつた。或ひは最後の言渡の目付の處へでも書くのかと思つて居つたが、今始めて實物を見て承知したといはれたのである。
 しかし、この御紋章と文句のある判決原本は一年間程用ひられたが、餘りに畏れ多いとて、爾來用ひられなくなつたのである。しかしその有無に拘はらず、憲法の有難き文句は萬世に輝いて居るのである。司法官たるものは、眞に、民衆の信頼を博して、御名に於てする裁判たることにふさはしき内容の充實と、信念の發露を念とせねばならぬ。假りそめにも、裁判に批難のある如きことあらば、至尊に對し奉り、畏れども畏れなければならぬ。裁判所構成法實施五十年記念は、此の意味に於て曆一層の戒心を、司法官に要求する記念日であらねばならぬ。
 — 筆者は大審院判事、法學博士 —

九・一八價格とは何か

— 價格等統制令の解説 —

商 工 省

價格等統制令、地代家賃統制令、賃金臨時措置令、會社職員給與臨時措置令が十月二十日から施行され(朝鮮と臺灣、樺太、南洋群島は十月二十七日)戦時下に必要な經濟統制はいよいよ強化された。その全般的な問題については十月十一日號に掲載したが、これは國民生活と密接な關係を持ち且つ全國民の協力を得なくてはならない問題なので、更に本號で勅令の内容について説明を加へ、正確な理解と認識の一助とすることとした。

價格等統制令の範圍

價格等統制令は國家總動員法第十九條の規定に基づく勅令で、その第一條に「價

格、運送賃、保管料、損害保險料、賃貸料又は加工賃」と掲げてこの範圍をもつて本令の對象とするといふことをはつきりと書いて居ります。

價格等統制令(勅令)

昭和十四年十月十八日公布
 勅令第三百三號
 第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含



この「價格」といふ字の意義、範圍がぼんやりして居りますが、これはその下に「運送賃、保管料、損害保険料、賃賃料又は加工賃」と列べてあるところから見ますと、經濟學にいふところの價格といふものの全般を含むわけではありませぬ。經濟學上からいへば、運送賃も保管料も、保険料、賃賃料又は加工賃もすべて價格でありますからかう列べて書いてある以上は、いさ少し制限的に解釋しなければならぬものです。また逆に物の價格と限定しない點から云へば、物價に限らずいさ少し廣く解釋すべきものと思はれます。さうしてこの範圍から抜けるものはどういふものかといふと、カーヴィンズ料とか手間賃、或いは廣告料といつたやうなものと考えて居ります。

に閉令に何等説明的の規定がありませんので、大體民法の解釋によるよりほかにと思ひますが民法の解釋に従へば、加工とは他人の動産に工作を加へ新品となすことと之によつて受取る代金が即ち加工賃といふことになるわけです。修繕料を含むか含まないかといふことについては、はいろ／＼の疑問がありますが、國家總動員法におきましては「修理」といふ言葉が他の條文にも隨所に見えますので加工賃には修繕料は含まないと解釋するのが正しいと思ひます。

物價停止の效果

何故九月十八日といふ日で一般の價格等を釘付けにしたかとの理由は十月十一日號の週報にもありますやうに、この大方針を決定し發表したその前日、即ち九月十八日といふ日を押へたわけでありましてその外に格別の意味はありません。ではこの釘付けの結果どんなことになるかといふと、この九一八價格を超えて契約し、支拂ひ又は受領することが出来ない(第一條)ことになるのであります。この價格を超えては、まづ第一に本令施行後は契約することが出来ないのであります。即ち履行前と雖も、契約のみでも違反行為は成立するといふことであります。第二には、本令施行前の契約に基づき支拂と雖も出来ないといふことであります。第三には、本令施行前の契約に基づき受領と雖もこれをなすことが出来ないと。即ち此の契約し、支拂ひ又は受領することを得ずといふのは買主の方もいかな。賣主の方もいかなと、兩方を抑へる意味と、それは本令施行前の契約に基づ

くものでもいかな、といふ二つの意味を現はして居るわけでありませぬ。第四に、本令施行前に代金、料金等の授受をなしてしまつたものは、本令施行後と雖も目的物の引渡をなして、差支へない。この點は物品販賣價格取縮規則と若干趣を異にしてゐまして、問題は金銭の授受を標準にして居るといふことであります。大體原則はかういふ工合になつて居りますが、いま述べた第二、第三の場合については多少苛酷の嫌ひがあるので、いろいろの非難があるわけでありませぬ。しかし本令施行前の契約の履行も出来ないとやうにするといふ趣旨は、もし本令施行前の契約に基づくものは一切従前通りで差支ないといふことに致しますと、契約そのものは當事者間で自由に遡及させて脱法行為をなさしめるやうな結果になり

前項ノ指定期日ニ於ケル額ハ價格等ノ受領者ニ付テノ額ニ依リ受領者別ニ定マルモノトシ指定期日ニ爲シタル契約ノ場合ハ其ノ契約額(同旨事情ノ下ニ於テ數種ノ契約額アリタルトキハ其ノ最高額)個々指定期日ニ爲シタル契約ナカリシ場合ハ契約額ヲ爲シタルベキ額トス
價格等ニ付前項ノ規定ニ依ル額ナキ場合ニ於テハ閉令ノ定ムルモノヲ以テ指定期日ニ於ケル額トス
第三條 商工農業者等ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ閉令ノ定ムル所ニ依リ前條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定メ行政官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ組合其ノ他之ニ準ズルモノノ及シテノ構成員(構成員ガ組合其ノ他之ニ準ズルモノナル場合ハ其ノ構成員ヲモ含ム、第二項ノ場合亦同ジ)ニ付テハ其ノ額ヲ以テ指定期



ますので、やむを得ずかういふ處置をとつたわけでありませぬ。

したがつて注文生産品の価格について生産者が生産に着手したとか、或ひは他の価格について買主その他の支拂者が目的物の引渡を受けたとか、運送費または加工費につき運送人または加工者が目的物の引渡を受けた、といふやうに外的にも契約の存在が明らかであるものだけは例外的に認めることにしよう、かういふところで妥協してあるわけでありませぬ。

それから保管料、損害保険料、賃貸料の支拂が滞つてゐる場合も例外になりませぬが、これはかういふと受領者の正常な権利を擁護することが出来ず、かへつて不當なる支拂者に利益を與へるやうな結果になるので、除外したわけでありませぬ。

九一八價格はどうして決まるか？

ではこの九月十八日(指定期日)の物價とはどの値段を指すのか、どうして決まるのかといふと、これは價格等の受領者についての額によつて受領者に定まることになつてゐます(第二條第二項)。

即ち先づ第一は、價格等の受領者、即ち賣買契約を想定致しますと賣主について、價格によつて定めるのでありませぬ。買主の方の額では定めぬ。従つて賣主甲がある品物をA・B・Cの三人にそれぞれ、十圓、十一圓、十二圓で賣つた場合、それから乙がA・D・Eにそれぞれ九圓、十圓、十一圓で賣つた場合は、甲はA・B・Cに對してはそれぞれ十圓、十一圓、十二圓、乙はA・D・Eに對してはそれぞれ九圓、十圓、十一圓

十一圓で釘付けにされるのであつて、價格等の支拂者(即ち買主)例へばAの價格である十圓とか九圓とかを標準として決めるのではありませぬ。

そして契約がある場合にはその契約額が九一八價格となります。この「契約」といふのは指定期日になした契約であつて、指定期日前になした契約でたまたま指定期日に履行したもの、或ひは指定期日後に履行さるべき契約即ち指定期日を跨いだ契約等を指すものではありません。指定期日に契約をして即時履行されたもの、又は指定期日に契約をして代金を支拂つたもの若くは目的物の引渡をしたもの、かういふものを標準とするのであります。

それから同じ事情の下において數種の契約額があつた場合は、その最高額によるといふことになつて居ります。これは非常に注意を要する規定であります。同一人の賣價にしても、販賣條件その他の如何によつて多種多様であるのは經濟上の原則でありまして、卸と小賣で値が違ひ、現金賣と掛賣で値が違ひ、相手方の信用の厚薄によつても差異のあるのは當然で、その差異のあるまゝ釘付けされるといふのが法の精神であります。しかしながら實際問題としては、特に小賣などによくありますが、近所の人だから安く賣るとか、或ひは親戚のものだからちよつと引くとかいふやうなことが往々にしてあります。さういふ場合は經濟上の原則に戻つて一番高い額によるといふ意味であります。

經濟上の當然あるべき差異はそのまゝ釘付けにするといふ趣旨ですから、むや

日ニ於ケル額ト看做ス
行政官廳必要アリト認ムルト
キハ閉令ノ定ムル所ニ依リ商
工農業者等ノ組合其ノ他ニ
準ズルモノノ地區内ニ於テ其
ノ構成員タル資格ヲ有スル者
ニシテ其ノ構成員ニ非ザルモノ
ニ付テモ前項ノ規定ニ依ル
額ヲ以テ指定期日ニ於ケル額
ト看做スコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル處分アリタ
ル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ
依ル額ノ變更アリタルトキハ
前項ノ額ハ當該變更額ニ變更
セラレタルモノトス
第一項ノ規定ニ依リ認可又ハ
第二項ノ規定ニ依ル處分ハ此
等ノ處分實施ノ際現ニ存スル
契約ニシテ其ノ際前條第一項
但書各號ノ一ニ該當スルモノ
ニ對シテハ影響ヲ及ボスコト
ナシ
第四條 行政官廳ハ指定期日ニ
於ケル額(前條第一項若ハ第
二項又ハ第二十條ノ規定ニ依

り看做サルモノヲ除ク)ガ
著シク不當ト認メラルトキ
ハ閉令ノ定ムル所ニ依リ其ノ
額ヲ引下グコトヲ得但シ其
ノ引下實施ノ際現ニ存スル契
約ニシテ其ノ際前條第一項
但書各號ノ一ニ該當スルモノ
ニ對シテハ影響ヲ及ボスコト
ナシ
第五條 前三條ノ規定ハ有價證
券ノ價格及賃貸料、土地及建
物ノ價格其ノ他閉令ヲ以テ定
ムル價格等ニ付テハ之ヲ適用
セズ
第六條 價格等ハ第二條乃至第
四條ノ規定ニ拘ラズ他ノ法令
ニ定ムル額又ハ他ノ法令ニ基
テ行政官廳ノ決定、命令、許
可、認可其ノ他ノ處分アリタ
ル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支
拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ
但シ本令施行後ノ處分ハ處分
實施ノ際現ニ存スル契約ニシ
テ其ノ際第二條第一項但書各
號ノ一ニ該當スルモノニ對シ

みに「同じ事情の下」といふので、すべての経済上の差異を無視して最高額にもつてゆくといふことは法の許さないと考へます。前の例について申し上げますと、甲の場合A・B・Cが事情を異にするときはそれを十圓、十一圓、十二圓で訂付けられますが、もし同じ事情の下において偶然十圓、十一圓、十二圓といふやうな開きをもつて賣つてゐたならば、それは十二圓までは賣つてもよい。逆にいへばAとかBは十圓とか十一圓といふ價格を主張することは出来ない、といふ意味であります。それから受領者別に定まるといふのは前の場合に於て甲が十二圓で決り乙が同額十一圓で決れば同じ品物でも甲は十二圓乙は十一圓と異つた價格で決まるといふことであります。

かつた場合は契約を爲したるべき額とするこゝたになつてゐます。「偶々指定日に爲した契約がなかつた場合」といふのは、賣主もゐるし賣るべき物品もあつたがまた指定日に賣買がなかつた。即ちたぐさんの商品を列べておいたがその一部分については賣買がなかつた。或ひはその當日ちよつと休業したために賣買がなかつたといふやうな場合をいふのであつて、「契約を爲したるべき額」といふのは賣買についていへば、顧客があれば賣つたであらうといふ額、休業して居らなかつたならば賣つたであらうといふ額であつて、これは表示價格その他によつて決定すべきものであります。

たゞこゝに注意しなくてはならないのは、定價、正札の類は、正當なものであれば勿論「賣りたるべき額」に該當するわ

けであります。定價、正札が全くノミナル（有無償）なもので常に割引して居つたとかいふやうな場合は割引、歩戻した額をもつて賣りたるべき額とするわけです。結局定價、正札の類は「賣りたるべき額」を推測し得る材料にすぎないといふことになります。

九月十八日に額のない場合

この統制令では、指定期日における額といふものがないものはないといふ建前をとつて居るのであります。したがつていままでに述べた方法で指定期日における額がない場合は、開令ですべて規定するといふことになつてゐるわけでありませうして開令では第三條第一項に第一號、第二號、第三號と致しまして、まづ第一號は季節品、第二號は新製品、第三

號は前二號以外のすべてのもの、かういふ工合に分けまして、すべて指定期日における額といふものを法律上きちんと定めて居るわけでありませう。二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

號は前二號以外のすべてのもの、かういふ工合に分けまして、すべて指定期日における額といふものを法律上きちんと定めて居るわけでありませう。二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百。

モノ及他ノ法令ニ基キ行政官廳ノ決定、命令、許可、認可其ノ他ノ処分アリタルモノヲ除クニシテ支拂者ニ不利益ト爲ルモノハ其ノ限度ニ於テ之ヲ價格等ノ額ノ引上ト看做ス
第九條 何等ノ名義ヲ以テスルヲ開ハズ第二條、第六條又ハ第七條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
第十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ開令ノ定ムル所ニ依リ價格等ノ原價ニ關シ計算ヲ爲シシムルコトヲ得
第十一條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ生産、販賣、運送、保管、貸貸、損害保險若ハ加工ニ關シ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ラシテ工場、事業場、販賣所、倉庫、事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ

價の變動を考慮して、それを加減した額をもつて定めるといふことになつて居ります。一般物價といふのは小賣についは小賣物價であり、卸については卸賣物價であることはいふまでもありません。

第二に新製品については、之に類似する物の指定日に於ける市場價格又は之に準ずるものに付き原價の差異を参酌したものが額となります。新製品といふのは勿論新しく製作された物を指すわけですが昔あつて九・一八前後にはなく今日再び世の中に出て来たといふやうなものもこゝにはゆる新製品と解すべきものと考へます。

第一、第二以外のものに付いては「指定日に於ける市場價格又は之に準ずるもの」が額となります。これは大體に

いて新規に開業する者の價格とか、或いは既に營業してゐる者が初めて取扱ふ物品についての價格の定め方であります。

この第一、第二、第三によつて指定期日における額といふものは法律上きちんとして定まるわけでありませんが、營業者或ひはその他の者において右の價格が不安心であるといふやうな場合は、地方長官または主務大臣の指定する法人もしくは團體が申請によつてその額を指示することが出来るやうになつて居ります（閣令第三條第二項）。

そこで指示の效力であります。これについては、別に規定がありませんので、法律上指定期日における額になるわけではなく、一應安心を與へるといふ程度の効果しかないであります。然し乍ら大體において、公の團體とか或は官

狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ
第十二條 本令ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セス
一 取引所又ハ日本米穀株式会社若ハ朝鮮米穀株式会社若ハ開成米穀株式會社ニ於ケル買取引ノ價格
二 關東州、滿洲及支那以外ノ地ト本令施行地トノ間ニ於ケル輸出入取引ノ價格及内地運賃ニ於ケル運送ノ價格
三 其他閣令ヲ以テ定ムルモノ
第十三條 本令ハ契約ノ當事者ニシテ營利ヲ目的トシテ當該契約ヲ爲スニ非ザルモノニハ之ヲ適用セス但シ當該契約ヲ爲スコトガ自己ノ業務ニ屬スル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第十四條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ施行ニ關シ必

廳の指示した額といふものはまづまちがひのないところでありますから、かういふものは各方面ともなるべく尊重するといふことになると思ひます。

九一八價格の凹凸はどうなるか

商工業業者等の組合その他これに準ずるものが閣令の第四條、第五條、第七條等の規定に基づいて指定期日の額に代る額を定めて行政官廳の認可を受けた場合は、その組合その他これに準ずるもの及びその構成員についてはその額をもつて指定期日における額と看做す（第三條第一項）といふことになつて居りますが、これは大體「一般的に引上を禁止して九月十八日の價格に釘付け致しませうなもので、非常に凸凹がある。或る人は非常に高いところで止つてゐる。或る

人は非常に低いところで止つてゐる。さうして營業者の方でも賣買に非常に不便であるし、取締の方からいつても頗る不便でありますから、これは兩方の便宜といふことを考へて、是非とも價格の協定をして平均化し、それを指定期日の額とする必要が有ります。勿論これは九月十八日の額を大體確認する考へでありますので、平均價格のところへもつてゆべき性質のものといふ風に考へて居ります。指定期日における額の不揃ひを齊整せしめるといふ點に、この條文が働いて居ります。

この「組合又は之に準ずるもの」といふのは、商工省關係では商業組合、工業組合或は同業組合、輸入組合、輸出組合、その他各種のカルテル團體、さういふやうなものを豫想して居りますが、なほ

- 要ナル事項ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得
- 第十五條 本令ノ施行ニ關スル主務大臣ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル
 - 一 農林水産物ノ生産普及其ノ組織ニ關シテハ農林水産物ノ法人ノ設置ニ關スル場合ノ農林水産物ノ價格及運賃ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
 - 二 酒造税法ノ酒類及酒類含有飲料ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣及大藏大臣
 - 三 鹽製品ノ價格ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣及厚生大臣
 - 四 運送費及運送ニ直接關聯スル保費料及積荷運送ニ在リテハ運賃大臣
 - 五 田、畑、山林及原野ノ價格及賃貸料ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
 - 六 工業者ノ組織ニ關スル法人ノ設立、存続、解散ノ手續ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣
 - 七 農林水産物及農林水産物製造物品ノ加工費ニ關スル事項ニ付テハ農林大臣

今回は純然たる申合團體、商工會とか
商榮會といふやうな價格協定の團體等
も廣く認めたいと考へて居ります。

尙ほこの協定價格については、ちやう
ど工業組合法や重要産業統制法における
統制命令と同様に、地區内のはゆるアウ
トサイドにも適用する場合があります（第
三條第一項）。これは當然のこと、圓滿
にこの協定價格を實行して行くためには
絶對的に必要であらうと思ひます。

**不當に高い九一八價格は
どうするか**

九月十八日ですべての價格等をストップ
しますと、どうしても業者または業種
によつて著るしく不揃ひになります。
特に同じ業種を營んで居る者でも、人に
よつて非常な差異がある場合には、どう
してもその著るしいものだけは引下げると

いふ處置が必要なわけでありませう。本来
さういふやうな場合においては早く公定
價格を定むべきであります。それは理
論であつて、實際問題としてはやはり何
とかそれを匡正し、公定價格設定まで
のつなぎにすることが必要です。そこで
指定期日に於ける額が著るしく不當と認めら
れるときには行政官廳はその額を引下げるこ
とが出来るとあります（第四條）。どうい
ふ工合にするかといふことは閣令の第九
條に書いてあります。

オールストップの除外例

大體これまでのところはオールストップ
に關することですが、この一般の引上
げの除外例があります（第五條）。
その第一は有價證券の價格及び貸貨料で
す。何故之を一般的引上停止の例外とす

るかといふと、有價證券といふものは既
にその騰落は會社利益配當制限令その他
によつて織込み済みでありますので今後
著るしく騰貴することは先づないでせう
し、之に對し干渉することはかへつて證
券市場その他に悪影響を及ぼすものと認
めて、除外したわけでありませう。又有價
證券の貸貨料を除外した理由は、有價證
券の貸貨料といふものは經濟上の性質は
大體利子に相當するものでありますし利
子に對しては今回何等の處置を講じない
ので、釣合上除外したわけでありませう。

それから土地および建物の價格も除外さ
れます。その理由は、土地および建物は
さう毎日々々賣買されるものではありません
せし、非常に個別性の強いもので九月
十八日における價格の決定が甚だしく困
難であります。さういふものは九月十八

日の價格でストップするといふことが意
味をなさぬ場合が多いので除いたわけ
であります。

その他閣令で定めたものも除外されま
す。之は閣令第十條に第一號から第六號
まで列挙してあります。（第三頁以下参照）
以上をオールストップから除外するの
ですが、これは價格の公定をしないとい
ふ意味ではありません。オールストップ
からも除外する、價格の公定もしない、
といふものは有價證券の價格および貸貨
料だけで、その他のものは價格公定はな
し得るやうになつてゐます。

**他の法令と九一八價格と
の關係**

他の法令で價格等の額を定めてゐるものは
その法令で定まつた額を超過することは出来
ないことになつてゐます（第六條）。「他

- 六 船舶ノ價格及貸貨料ニ關スル事項
ニ付テハ海軍大臣ハ總額數二十噸
未満ノ船舶ノ賣買價格及貸貨料ニ關
スル事項ニ付テハ農林大臣及逓信大
臣
- 七 兵隊運賃、無給等ニ付テハ軍務大臣
上必要アルモノニ關スル第二條ニ關
定スル事項ニ付テハ海軍大臣又ハ海
軍大臣
- 八 前各條ノ場合ヲ除クノ外國工大臣
九 第六條ニ關スル法令ニ於テハ前
各條ニ拘ラス陸軍法官ニ於ケル主務
大臣
- 第十六條 前條第七號ニ掲グル
場合ヲ除クノ外本令中主務大
臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮
總督、臺灣ニ在リテハ臺灣
總督、樺太ニ在リテハ樺太廳
長官、南洋群島ニ在リテハ南
洋總長官トシ閣令トハ總督府
令、樺太又ハ南洋群島ニ在リ
テハ廳令トス
以下略

**價格等統制令施行
規則(閣令)**

- 第一條 價格等統制令(以下統
制令ト稱ス)第二條第一項但
書又ハ同令第七條第一項但書
ノ許可ノ申請ハ左ノ各號ノ一
ニ該當スル場合ニ限リ之ヲ爲
スコトヲ得
 - 一 關東州、滿洲及支那以外ノ地ニ屬
田セラルルコト明カナル物ヲ賣買ス
ルトキ
 - 二 輸入價格ノ騰貴等ニ關シキ輸入品
ヲ賣買スルトキ
 - 三 其ノ他已ムコト得ザル事由アルトキ
- 前項ノ許可ハ價格等ノ支拂者
又ハ受領者ノ何レカ一方ニ於
テ之ヲ受クルヲ以テ足ル
- 第三條 統制令第一條第三項ノ
規定ニ依リ指定期日ニ於ケル

の法令とは何を指すかについては閣令の第十一條に澤山の法令が列挙してありますが、これ等の法令は既に平時より價格統制といふことを若干頭に置いて出来てゐる法律であります。さうすればさういふ法律によつて價格の統制をするといふことはやはりその必要がありませんので、この統制令にわざ／＼みな乗り移らせる必要はないのであります。

たゞ問題となりますのは、これ等の法律は大體平時の立法でありまして、罰則が輕きに失して居ますので、さういふ平時から價格統制をして居るものの方が寧ろ刑罰が輕く、總動員體制になつてから初めて價格統制をするものの方が處分が重くなつては不均衡でありますので、少くとも罰則に關する限りにおいては、平時の立法に依つて規正されるものと今回の

新たな立法によつて支配されるものとの間の權衡をとらうといふので、その罰則を援用する意味で第六條の規定があるのであります。したがつて閣令の第十一條にあるいろ／＼な法令にそれ／＼價格の規定がありませんが、それに違反した場合に即ち價格統制令違反になつて、國家總動員法の罰則を適用される、といふことになつてあります。

公定價格との關係

今回のオール・ストップは公定價格を規定するまでの應急處置ですが、公定價格が出来たらどうなるかといふことは第七條に書いてあります。即ち公定價格を設ければ第二條乃至第四條の規定に拘らず九一八物價(停止價格)の方は引込んで、この公定價格によつて支配される、といふこと

になります。第七條に「價格等の額を指定する」とあるのが公定價格設定のことです。(六頁下段參照)

脱法行為は如何に防ぐか?

物の價格は制限しても、例へば今まで半期々々に拂つて居つたといふやうなもの現金拂にされますと價格等の支拂者にとつては不利益になります。それからまた今まで賣主の方が持込んで呉れたものを店頭賣に直してしまつたといふやうな場合も考へられますがこんな支拂條件や引渡條件の變更などといふいはゆる脱法行為があつては何にもならないので、第八條で支拂條件、引渡條件その他の契約條件の變更で支拂者に不利益となるものはいけないことになつてゐます。

もしそれを敢へてするとそれは價格等

の額の引上と見なされることになり、第二條とか第七條の「額を超えて」にひつかかりまして、第二條又は第七條の違反として處分を受ける、といふことになります。第二條、第六條、第七條或は第八條で大體の脱法行為は取締れるわけでありませんが、まだ詳細に研究しますと抱合賣買をするとか、規格を若干おとすとか或ははまだ買戻約款を付けるといふやうな巧妙な方法、またこれから續々といろいろな脱法行為が案出されるでせう。それ等をすべて包括して禁止するといふ意味で、何等の名義を以てしても以上の規定(二條、六條、七條)による禁止を免れる行為をなすことを得ないことになつて居ります(第九條)。(二七頁下段參照)

統制令の適用を受けないもの

- 額ニ付テ準用ス
- 第十條 統制令第三條乃至第四條ノ規定ハ左ニ掲グル價格等ニハ之ヲ適用セス
 - 一 財閥、壟斷及轉讓財產權ノ價格及賣買料
 - 二 證券市場ノ價格
 - 三 鮮魚介類(冷凍魚介類及鱈ノ類)ノ價格及生果實ノ價格
 - 四 畜畜ノ價格及賣買料ニ依リ及立本竹ノ價格
 - 五 輸出品タル棉織及絹織品ノ原料若シテ材料ニ用アル綿絲(獨逸州、滿洲及支那向ノモノヲ除ク)ノ價格
 - 六 生絲(玉絲及野絲ヲ除ク)及繭(玉繭及野繭ヲ除ク)ノ價格
- 第十一條 統制令第六條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ
- アルコール專賣法 阿片法
 - 鹽課稅補助法 礦業振興法
 - 瓦斯專賣法 酒稅保價法
 - 勸進法 輕金屬製造專賣法
 - 工作物製造專賣法 勸進統制法

價格ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

- 一 季節品ニ付テハ最近ノ季節ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付一般物價ノ變動ヲ參照シタルモノ
 - 二 新製品ニ付テハ之ニ類似スル物ノ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノニ付最近ノ市場價格又ハ之ニ準ズルモノ
 - 三 前各款ニ掲グル物以外ノ物ニ付テハ指定期日ニ於ケル市場價格又ハ之ニ準ズルモノ
- 前項各款ニ掲グル價格ノ判定困難ナル場合ニ於テ受領者ノ申請アリタルトキハ地方長官(主務大臣特ニ定メタルトキハ主務大臣)又ハ主務大臣ノ指定スル法人若ハ團體其ノ額ノ指示ヲ爲スコトヲ得
- 前二項ノ規定ハ物以外ノモノノ價格、運送費、保管料、損害保險料、賣買料及加工費ノ

本統制令を適用しないものは第十二條に列挙してあります。第一に取引所または米穀市場における賣買を除外しましたのは、取引所や米穀市場における賣買取引についてはそれ／＼取引所法なり米穀配給統制法なりの強力なる監督法規があり、ますので、この統制令から除いても一向差支へありませんし、大體限られた場所のもので、すなわち一般物價に影響することはないからといふ考へから出たわけであり、ます。

第二に關東州、滿洲及び支那以外の地域即ち第三國と本令施行地との間における輸出入取引の價格及び兩地域間における運送の運賃を除外致しましたのは、大體輸出に關しては外貨獲得になりますし、輸入に關しては現在、外國爲替管理法その他において必要物資の輸入に限られて居り、ます。

すから、かういふやうなものは制限する必要がないので除いたわけであり、ます。第三の其他開令を以て定むるものといふのは開令の第十五條に列挙してあります。

一般消費者は罰せられない

この價格統制令では價格等の支拂者即ち賣買でいへば買主をも罰することになつて居ることは前に申上げた通りであります。一般の消費者は買主になつても賣主になつても罰せられることはないであります。それが第十三條に書いてあるわけですが、茲に注意しなければならぬことは、一般消費者であつても營利を目的とする場合は罰せられるのであります。例へば轉賣して儲ける積りで買込むといつたやうな場合は處罰されるのであります。

引上停止の除外品

價格統制令の除外品目については既に申上げましたが、こゝで生活に最も密接な關係のある農林畜産品目を中心に稍詳しく説明することに致し、ます。

價格統制令第五條は「前三條ノ規定ハ有價證券ノ價格及賃貸料、土地及建物ノ價格其ノ他開令ヲ以テ定ムル價格等ニハ之ヲ適用セス」と規定してゐ、ます。

こゝにいふ前三條とは「價格等は九月十八日に於ける額を超えて之を契約し、支拂又は受領することを得ず」といふ規定（統制令第二條）と、「商工農業者等の組合その他これに準ずる者が九月十八日に於ける額に代るべき額を定め行政官廳の認可

を受けたときはそれが九月十八日の額と見なされる」規定（統制令第三條）及び「行政官廳九月十八日の額を著しく不當と認められた場合はその額を引下けることが出来る」規定（統制令第四條）の三ヶ條をいふのです。

これ等三ヶ條の規定の適用を除外する品目として勅令は有價證券の價格及び賃貸料並びに土地建物の價格を除外し、その他若干のもの除外を開令に委任してあります。

除外品目中代表的なもの以上のやうに勅令に掲げましたが、その他は之を開令に委任し、開令はその第十條で規定してゐ、ます。（二三頁以下参照）

第一號で財團、營業及び無體財産權の價格及び賃貸料を除く理由は、土地建物等を除く理由と全く同一であります。特に財團や營業等は土地や建物と包括的に評價される場合が多く、土地建物等と同様に確定が困難だか

- 船運法 船務機關法
- 小運送法
- 鐵道運送規則（昭和二年運送省令第三十六號）
- 鐵道法
- 重要肥料統制法
- 森林火災國家保險法
- 人造石油製造事業法
- 自動車運送事業法
- 石油法
- 石油法
- 租界地價臨時專賣法
- 倉庫法
- 重要貨物規則 中央卸賣市場法
- 地方自治法
- 電力管理法
- 電氣事業法
- 鐵道運輸法
- 農業者保護法
- 米穀統制法
- 米穀配給統制法
- 臨時肥料配給統制法
- 臨時アセチレン増産及配給統制法
- 臨時船舶管理法
- 昭和十二年法律第九十二號（輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律）

らです。無體財産權も、例へば特許權、實用新案權、
意匠權、商標權、著作權、漁業權などのやうに、それ
ぞれの權利の間に全く同一性がありませんので九・一八の
價格を決めるといつてもそれは不可能だからです。
第二號の書畫骨董も略、同様な理由だといふことがで
きます。

第五號の輸出品たる綿糸及び輸出品の原料若しくは材
料に用ふる綿糸を特に除外した理由は、これ等が輸出品
であり輸出を振張せしめるためには國內價格をストッ
プして置くことは外貨の獲得上不利であることが第一の
理由であり、第二にはこれ等の物品は完全な配給統制が
行はれて居り、勞賃等の問題以外には一般國內物價との
關聯性が全くないからであります。

次に第三號の鮮魚介類、生蔬菜及び生果實の價格であ
りますが、これ等の品目はすべてこれを除きました。そ
の理由はこれ等の物品は第一に季節的の生産品であるど
いふ特性があり、第二に腐敗性に富んで居つて、その
ありませう。

そんなわけでこれ等はストップ及びストップに關連す
る條項から除外したのであります。
では本令にいふ「鮮魚介類」とはどんなものかといひま
すと、新鮮なサバ、マグロ等の魚類及びタコ、イカ、ウ
コ、オマコ、昆布、貝類等の外カツラ、サバ等の生利節、
サンマ、イワシ等の一鹽物、イワシ、アジ等の生干物、
シラウヲ、チリメンザコなどのやうな茹物又は蒸物等、
品質の變化を一時的に防止する目的で加熱又は凍結若し
くは輕度の乾燥を施したのも含まれるのであります。
次に本令にある「生果實、生蔬菜」とはどういふ意味か
と云ひますと、柑橘類、梨、柿など特に乾燥等の加工を

結果、多少品目によつて程度の差はありますが、鮮魚の
如きは午後四時の價格に比べると午後七時の價格は殆ん
ど二分の一にも満たないといつたやうな状況でありま
す。たとひ時間的に差はないとしても、生産時期とさうで
ない時とにより又豊凶の差に依りその價格は非常に動搖
する状態であります。従つて九・一八の價格を決めるこ
とは困難であり、機械的にストップしますと需給關係を
混亂させます。

更に第三に個別的に特性がありまして値段はそれぞ
れ皆個別的に異ひます。蔬菜、果實等についてみまして
も、例へば林檎、蜜柑、梨、バナナ、甘藷、馬鈴薯のや
うなものは或る程度價格の安定性があり、比較的貯蔵性
にも富んでゐるといふことでオールストップの對象とな
ることが出来さうに見えますが、これとてもその價格は
需給市場で決まるもので、一々個別的に品目を見て始め
て取引が行はれるわけで、その價格も毎日變動があるとい
ふ有様ですから九・一八の價格でストップすると云つ

施さない果實をいひ、生蔬菜も甘藷、馬鈴薯、玉葱、百合
根等の蔬菜で特に乾燥等の加工を施さないものをいふの
であります。

なほ第四號に於て家畜の價格及び賃賃料を除くことに
なつてゐます。又家畜及び立木竹の價格をも除かれてゐ
ます。

家畜と家禽との價格を除くことについては「家畜は肉
として一貫匁何圓でといふ風に取引されるものだからス
トップの對象とすることが出来る。殊に雞などは全く目方
で取引が行はれるのでストップの對象とすべきだ。」とい
ふ議論もあります。しかし同じ家畜でも馬などは二頭二
百圓の馬もあり五百圓の馬もあり十萬圓の馬もありま
す。それは一般人には殆んど評價が不可能であり一種
の骨董品だとも云へます。一頭の馬が二百圓で九・一八
に賣れたといつても他の馬までも二百圓で抑へることは
全く實情に適しません。寧ろ價格をストップしたと云つ
てもストップしたことになりません。

その間の事情は、牛、豚、雞のやうなものについても

ても殆んど意味を爲しません。

「林檎は一箱三圓以上の取引を禁ず」とか、或ひは「魚
類は、うまからうがまづからうが、又大きからうが小さ
からうが、一尾五十錢以上に販賣してはならぬ」といふ
風に公定するならば格別ですが、現在の状態でそこまで
ゆくことは行過ぎであり徒らに混亂を招來するばかりで
ありませう。

そんなわけでこれ等はストップ及びストップに關連す
る條項から除外したのであります。

では本令にいふ「鮮魚介類」とはどんなものかといひま
すと、新鮮なサバ、マグロ等の魚類及びタコ、イカ、ウ
コ、オマコ、昆布、貝類等の外カツラ、サバ等の生利節、
サンマ、イワシ等の一鹽物、イワシ、アジ等の生干物、
シラウヲ、チリメンザコなどのやうな茹物又は蒸物等、
品質の變化を一時的に防止する目的で加熱又は凍結若し
くは輕度の乾燥を施したのも含まれるのであります。
次に本令にある「生果實、生蔬菜」とはどういふ意味か
と云ひますと、柑橘類、梨、柿など特に乾燥等の加工を

同様であります。種牛にするものもあれば種豚にするものもある、一ヶ年三百個の卵を産む鶏もあれば、一ヶ年間に二十個位しか産卵せぬ雞もある、それを同一の貫當價格で計算することは全く意味をなしません。但し肉となつたときはストップされますから、屠場では價格が決まるわけですが、屠場へ来る迄は、飼育する意志か、屠殺する意志かは決まらぬわけです。右のやうな事情で家畜及び家禽の價格を除いたのであります。

次に家畜の賃賃料を除いたのは貨馬、貨牛等のことを考へたからでありまして、これ等の賃賃料は季節的に非常な差異があるばかりでなく、牛馬の能力に依つて又甚だ差異があり、市場的な賃賃料が決定し難いのであります。

なほ家畜家禽の範圍は牛、馬、羊、豚、兎、雞その他、人の飼養管理する動物を總稱するのでありまして、必ずしも牛、馬、羊、豚に限りません。

次に立木竹の價格を除外しました第一の理由はこれ等のものが土地と一體を爲して居ることであり、それは不

動産として土地を除いた理由と全く同一であります。「この山一山」といふ場合にその山を九・一八に販賣すればその山については九・一八の價格はあつたことになりませんが、その隣の山は又全く別の價格であるのが原則であります。それは只植付年月や面積や植栽本數等で價格は決まるべきではないのであります。また第二の理由は時々刻々生長してゐるといふことであります。

次に第六號として生糸と繭を除きました。但し玉糸及び野蠶糸、玉繭及び野繭は除外品目から更に除かれてゐます。生糸は我が國輸出品の大宗であり國産品として事變下に於て外貨の獲得上これ程重大な意義を持つものもありません。ですから生糸の價格の昂騰を停止することは貿易政策上甚だ困るのであります。而かも繭と生糸は不可分の關係にあり繭の價格の公定に依つて生糸の價格は直ちに逆算されます。故に繭の價格の昂騰も抑へてはならないのです。もし繭を抑へるならば外國に對する生糸の販賣價格は繭の價格から割出された生糸の價格差引下げられるのであつて生糸の價格を公定したのと同じ

の結果になり、外貨の獲得上重大な障害となります。かういふ理由で之を價格等統制令から除外したのであります。尤も生糸については價格停止の趣旨に即して適當な對策を講ずることになつて居りまして、生糸の價格の昂騰に依つて國內物價を混亂させるやうなことの無いやうに措置しなければなりません。

以上のやうに各種の物品を本統制令のそれ／＼の條項の適用から除外しましたが、これは決して統制令から全部除外したといふ趣旨ではありません。従つて第七條で公定價格を決めることも出来れば調査等に關する命令を出すことも出来ます。

結局これを除外したのは、これ等の品目を機械的なストップの對象とするに適しないといふに過ぎないのであります。價格の昂騰を自然に放任するといふ趣旨ではありません。全價格を九・一八の現狀に抑へるといふ趣旨には毛頭變りはないのです。たゞ寧ろ別途の方法によつて一貫した對策を講ずることが望ましいといふに過

ぎないのであります。別にこれ等の品目に對しても出荷並びに配給の統制、自給價格の設定等それ／＼對策を講ずる考へであります。——農 林 省——

戦地に「週報」の贈物

前線の將兵は讀物を求めてゐます。一枚の新聞、一冊の雑誌にもむさぼりついて、世界のニュースを求め、國內の便りを氣にしています。「週報が讀みたい」と、不自由な戦地からわざわざ「爲替を組んで申込んで来る兵隊さん」もあります。

活字の欲望、これは戦後の私たちが引き受けて「週報」や「爲替週報」が発行される毎に、戦地にある私たちの兄弟、或ひは友に送つてあげることにはしようではありませんか。(送料は一部五厘、封筒は丈夫なものを使つて下さい)

足四 十月十一日第一五〇號四十二頁上段九行目、入江少佐指揮する兵は入江少佐指揮の隊につき改正します。又第一五八號四三頁、新任農林大臣決定の閣議中、農林大臣は佐藤隆夫大臣の辭職するを、佐藤隆夫大臣が閣下大臣辭職と訂正します。

地代家賃統制令解説

厚生省 社会局

はしがき

今回の物價騰貴抑制の應急方策が實施されるに當つて地代と家賃も、他の價格・運賃・賃金等と相並んで必要な統制を加へられることとなり、去る十月十八日國家總動員法第十九條に基づき勅令第七百四號「地代家賃統制令」が公布され、十月二十日(朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島に於ては十月二十七日)から昭和十五年十月十九日まで一年間、效力を有するものとして施行されるに至つた。その施行規則も、内地については去る十月十九日厚生省令第三十三號として公布された。

一 適用の範圍

本令は建物所有の目的を以て賃借せられ又は地上權を設定された土地(以下借地といふ)、及び賃借された建物又は建物の一部たる室(以下借家といふ)(第二條)の地代及び家賃の統制を目的とする(第一條)。従つて「借家」の中には、一棟の建物の區劃された一部の賃借は勿論、アパート・下宿屋・ビルディング等の貸室・貸間のやうに建物の一部たる室の賃借も、包含される。建物の用途・構造は何等關係はない。「借地」は建物所有の目的のものでなければならぬから、賃借(以下土地については地上權設定を含む意味とする)された農耕地、又は砂利置場・荷揚場のため賃借せられた土地等は「借地」に包含されない。これらは別に公布せられた價格統制令の適用を受けることとなるのである(同令第一條)。

但し借地の全部に互つて建物の存在することは必ずしも必要ではないのであつて、その借地が建物所有を目的として行はれたものであれば本令の適用を受ける。

この「借地」「借家」にはその契約期間の長短は問題でない。又、賃貸借の場合も上述の要件を充たしたものであれば勿論本令の適用を受ける。

二 地代・家賃の最高額

これ等の借地・借家については、後に述べる事山のあつた場合に地方長官の許可を受けたときの外は、今後は、契約期間の満了(貸主(以下地上權設定者を含む)借主(以下地上權設定を受けた者を含む)の變更如何にかゝらず、次に述べる地代・家賃を超えて貸主は地代・家賃を定めることとはできない(第三條)し、又貸主はどんな名義であつても本令の適用を免れる爲め借主に對し、借地又は借家の契約に定めない財産上の利益を求めることは出来な(第六條)。

各借地・借家の地代・家賃の最高額は次のやうに定まる

のである。この最高額は過去の基準に依るものと、今後定められる額を基準とするものとの二つに大別される。

(1) 過去の基準に依るもの
これが更に、昨年八月四日を基準とするものと、然らざるものとに分けられる。

(イ) 昭和十三年八月四日に、地代又は家賃のあつた借地又は借家については、同日の地代又は家賃(第三條第一號)

昨年八月四日の地代・家賃とは同日實際に、契約上定まつてゐた地代又は家賃である。多くは年又は月を單位として定められてゐるだらうが、月より短い期間を單位として定められたものもよい。八月四日には月五十圓の家賃を九月からは六十圓に増額する約束が當時既にできてゐたとしても、その借家について基準となる家賃は月五十圓である。

(地代・家賃についてだけ特に昨年八月四日を基準としたことについては、十月十一日號の「週報」に大體の事情を述べてある)

(イ)に該当しない場合に於て、昭和十三年八月五日以後本令施行前に地代又は家賃が新しく定められた借地又は借家については、同日以後の最初の地代又は家賃(第三條第一號)

これには二つの場合がある。第一は、昨年八月五日以後本年十月十九日までの間に新築して他人に貸した家、又は従来自分で使用してゐた家を他人に貸したもの、或ひは従来建物敷地として自用に供してゐた土地、又は従来農耕用地等建物所有を目的としない貸地であつた土地を建物所有を目的とする貸地とするやうになつたもの等の場合であり、第二は、昨年八月三日以前には他人に貸してゐた家屋土地(建物所有の目的)が、昨年八月四日にはだま(空家、空地であつて八月五日以後本年十月十九日までの間に又もこれを他人が賃借した場合である。昨年八月四日には他人が借りてゐた家が、その後一時空家となつて本年十月十九日まで再び他人が賃借した場合にはイ)に該当するのである。

このロの借地借家については、昨年八月五日以後の最

初の地代又は家賃が最高額となる。従つて例へば、昨年九月一日に新築竣功した家をその月の十五日から月三十日の家賃で貸してゐたのを本年八月から三十五日に値上してきてゐる場合に於てもこの借家については月三十圓が家賃の最高額となるのである。

この過去の基準によつて最高額の定まる場合、基準となる日の地代家賃は契約書又は領收書等で大體判明することと思ふが、貸借兩当事者の變更その他の事情によつて事實これがどうしても不明であるとすれば、そのときは現在判明してゐる昨年八月五日以後に於ける最初の地代又は家賃を以て最高額とする。現在判明してゐるものよりも更に昨年八月五日に近い日の地代家賃が今後判明したときは、その後は當然これに依ることとなる。又上述した基準となる日以後増築又は改築をして借家の價值、效用を増した爲めに家賃を増額したものについては、その工事の竣功後最初に定めた家賃を最高額とする。次に本令施行の日、即ち本年十月二十日現在に於てこの最高額を超えて地代家賃を定めてゐるものはどうす

るか。これ等の借地、借家については、裁判、裁判上の和解、借地借家調停法に依る調停の形に於て認められた場合を除いて(第十四條)貸主は、昭和十四年十一月一日以後の分についてその最高額以内に回復しなければならぬ(第十三條)。このための契約變更の手續は昭和十四年十一月三十日までは行はねばならない(施行規則第四條)。十一月一日以後三十日までの間に回復のため必要な手續を行ふ場合も、十一月一日以後の分から回復の效力を生ずるものとせねばならぬことは勿論である。但し十一月三十日までに後述の地方長官の許可を受ければ、その許可を受けた額に改めればよいのである。

(2) 今後定められる地代、家賃を以て基準とするもの

(1)に該当しない場合に於て本令施行後に地代又は家賃が出来た借地又は借家については本令施行後に於ける最初の地代又は家賃(第三條第三號)

これは本令施行後新築した貸家・従来自用に供してゐた家を本令施行後貸家とした場合、又は従来建物所有以外の目的例へば農耕地として貸してゐた土地を本令施行

後建物所有の目的の貸地とした場合等の借地借家である。本令施行の日他人に貸してゐない土地、家屋を本令施行後他人に貸す場合も、それが昨年の八月四日又はその後本令施行までの間に於て他人に貸した(土地については建物所有の目的)ことのあるものでたま(本令施行の日)に空地、空家であるに過ぎないならば、それは(1)のイかロか、のいづれかに該当するもので、(2)には該当しない。

これ等の借地借家については、本令施行後の最初の地代・家賃が最高額である。換言すれば當事者の定める所に委されてゐるのであつて、たゞ一度定まつた後は貸主は後述の事由ある場合に地方長官の許可を受けたときの外、これを増額して定めることはできないのである。

三 地代、家賃の最高額の修正

(二)で述べたやうに、各借地、借家について地代・家賃の最高額が定まるのであるが、事情によつてはこの修正を認めねばならぬこともある。この最高額の増額の許可に

ついで第三條但書に於て、反對にこの最高額の減額の命令については第四條に於て規定が設けられてゐる。

(1) 増額の許可

各借地・借家について前述のやうに定まつてゐる地代・家賃の最高額の修正は、本令の趣旨からいつて例外を多く認むべきでないことは勿論であるが、しかし如何なる事情があつても絶対に増額を認めないことも亦適當でない。従つて、厚生大臣の定める事由がある場合に地方長官の許可があつたときは、増額出来ることとなつてゐる(第三條但書)。この「事由ある場合」は施行規則第一條で次のやうに定められてゐる。

- 一、昭和十三年八月五日以後、當該土地又は建物に對する租税その他の公課の負擔について、著しい増加があつたとき
- 二、借主が貸主の親族者であつた爲め、地代・家賃の最高額が特に低額であつたとき
- 三、貸主が、本令施行後借家について増築又は改築を爲し又は昭和十三年八月五日以後借地について著しい改良工事を施行したとき

四、前各號に準ずる事情その他已むを得ない事由があるとき
第一號は當該土地・建物に賦課される租税その他、道路法都市計畫法等に依る各種負擔金に於て、貸主の負擔が著しく増加した場合である。但しこれ等はいづれも直ちに全部を借地人・借家人の負擔に轉嫁せしめることを認める趣旨ではなくて、たゞ著しい増加があつて現在の地代・家賃と比較してその幾分の轉嫁を認めることが適當であると認められる場合にだけ、或る程度の増額を許可しようといふ趣旨である。

第二號は借地人・借家人が地主・家主の親族・雇人であつた等、特別の關係があつたため基準とされた日の地代・家賃が特に低額で普通の定めと認められない場合である。

第三號は借家の増築・改築又は借地の下水工事・地盛り等に於て著しい改良工事を施行して、當該借地・借家の價值を増したることである。修繕工事は大規模のものであつてもそれはあくまでその所有者の自己の財産の保全行爲に過ぎないから、趣旨としては之を理由に増

額を認むべきではないと考へられる。

第四號は當該土地・建物について各種の負擔金に代る寄附金を徴收されたとか、應召軍人の遺族、家族が借家人であつたため基準となつた日の家賃は特に安くしたものであつたとか、又は井戸の新設その他本令の趣旨に反しない限り増額を認めざるを得ない眞に已むを得ない事由があるときは必要なる限度に於て増額を認めんとする趣旨である。

以上の場合に該當するものとして増額の許可を受けようとするときは、各道府縣令を以て定められる手續によつて地方長官に申請せねばならぬ。

(2) 減額の命令

これ等各地代・家賃の最高額は又不當に非常に高い場合もある。今後新築する貸家のやうに、家賃の最高額の決定を當事者の定める所に委してゐるものについては、當事者は勿論本令の趣旨に則つてできるだけ低廉に定めることと思ふが、著るしく不當に高額に定めることも絶無とはいへない。また過去の基準に依る地代・家賃の最高額の中にも

少部分の増築又は極く些少の改築に對して不釣合に家賃を増額したもの、又は昨年八月五日以後定めた地代・家賃で八月四日に於ける附近の同種又は類似の借地・借家の普通の地代・家賃に比して著るしく不當に高額なものもある。これ等のものに對しては適當な程度に減額を命

じることとして地方長官にその権能を與へた第四條。昨年八月四日に於ける地代・家賃の中にも、相當に不當なものがあるかも知れない。しかしこの修正は次の段階に於ける問題として、應急的措施に關する本令では昨年八月四日に於ける地代・家賃については減額を命じないこととした。

なほ地方長官がこの増額の許可及び減額の命令を行はうとするときは、常に地代家賃審査會の議を経ねばならぬことになつてゐる(第五條)。

四 地代・家賃以外の條件の統制

借地・借家の契約には、地代・家賃以外に種々の條件が伴ふ。これ等の中、敷金・修繕費の負擔、廳建具その他

の進捗に要する費用の負擔、地代又は家賃の支拂條件及び借主の貸主に給付する権利金その他の財産上の利益に關する條件(施行規則第三條)は實質的には廣義の地代・家賃に包含されると認めべきもので、地代・家賃の額の決定に密接な關係があるものである。従つてこれ等の條件を無統制のままに置いては、地代・家賃を統制してもこれ等の條件に於て借地人・借家人の負擔を増加せしめられ、結局地代・家賃の統制が完全にその目的を達し得ない虞れがあるから、これ等の條件にも同様な統制を加へる必要がある。故に以上に述べた所はすべてこれ等の條件について準用することとされた(第八條及び第十三條)。

従つて、例へば昨年八月四日に或る借家の契約で敷金の定めがなかつたとき、又は家賃二ヶ月分の敷金であつたものは、今後は前に述べたやうな事由によつて地方長官の許可を受けた場合の外は、新たに敷金を定めてこれを徴収することも又家賃二ヶ月分を超えて敷金を定めることも出来ない。本令施行の日にこれに違反したやうな状態にあるものは、貸主は本年十一月三十日まで、昨年八月

月四日當時の状態に戻さねばならぬ。修繕費、造作の費用の負擔も同様で、例へば昨年八月四日に全部貸主の負擔であつた借地・借家については今後これを借主の負擔に変更することが出来ない。現在既に全部又は一部を借主の負擔に変更してゐる場合には、本年十一月一日以後はこれを全部貸主の負擔に戻さねばならない。

前掲ひか、後掲ひかのやうな點に關する地代・家賃の支拂條件及び借地人・借家人が地主・家主に給付することあるべき権利金、その他の財産上の利益の給付に關する條件の凡てについても以上述べた趣旨に従つて解釋しなればならない。

むすび

以上の如き、本令の趣旨に鑑み、地主・家主は苟くも之に反するやうな行爲に出でず、借地人・借家人も亦絶対に地代・家賃の延滞その他の不徳義な行爲を爲さず、借地・借家の關係の圓滿を持續して、よく本令所期の目的達成に協力せられんことを特に切望する。

爲替基準變更さる

大 蔵 省

政府は去る十月二十四日從來英貨に置いて來た爲替基準を今後は米貨に置くことに方針を決定し、之を中外に聲明するとともに爲替銀行も亦この方針に順應して從來の爲替相場協定を變更し對米二三弗十六分の七を基準とする爲替相場の協定を爲し翌二十五日からこれを實施して居ります。

からであります。その後爲替銀行間の爲替相場協定等の措置も講ぜられ對英一志二片の爲替相場は官民一致の協力に依つて確固不動の安定を持續し本邦戰時經濟の運行に當つて非常に貢獻して來たのであります。

の關係が最も重要な地位を占めてゐること等がその要件となるのであります。これらで英貨はこの要件を満たして居ると認められてゐましたので、日本の通貨は英貨をその對外價値の基準として來たのであります。

邦貨の對外價値を英貨の一志二片に釘付しました結果それ以外の邦貨の對外爲替相場は之を基準として算出され、對米爲替相場も對英一志二片を基準とし、英貨の米貨に對する相場、即ち英米クロスレートの依つて算定して算出されますので、そのクロスレートが變動しますと日米相場も之に應じて上下するのであります。しかし近年この英米クロスも比較的安定してゐまして昨年九月歐洲の政情不安の際には相當低落しましたが、十二月以降は最近迄四弗六十八仙の安定状態を續けて來ました。従つてわが爲替相場は對英が不動であるのは勿論、對米相場も大體安定してゐたといふこ

とが出来るのであります。

ところが八月下旬、ポランド問題を結して歐洲情勢の緊迫、次いで英佛の宣戦となりその爲めに英貨の低落動搖が激しく、その結果はこれ迄安定を續けて来た英米クロスも大動搖を示し四弗六八仙から一時は三弗八二仙に迄急落しました。従つて英米クロスによつて裁定される邦貨の對米相場も動搖低落を餘儀なくされるやうになつたのであります。

一方英國は參戰の翌々九月五日には全面的爲替管理を實施し對外爲替相場を公定し對米賣四弗〇二仙、買四弗〇六仙（九月十四日更に四弗〇四仙に變更）としました。そこで英貨はこゝに一應の安定點を得、暫らくはこの状態を持續するものと見られてゐましたが、その後もニューヨーク市場の對英相場は尚ほ浮動し、その前途は尚ほ樂觀を許さず戰局の如何に依つては更に不安が增大するものと一般に觀測されて来たのであります。

又一方わが國の海外爲替決済は從來主としてロンドンとニューヨークの兩中心地で行はれて居り、従つて英米間の爲替資金移動が圓滑に行はれるといふことがわが國の爲替操作に極めて必要な事なのであります。ところが英國は戰局の長期化に備へて漸次爲替管理を強化し資金の移動に相當窮乏な制限を加へるやうになりました。茲にわが國としては爲替資金操作を考慮を要することとなり、從來のやうにロンドンを國際決済の中心地となし、英貨を國際決済通貨と見ることが困難な状態に陥つたのであります。

從來英貨に邦貨の對外爲替相場の基準を置いて来たものも述べたやうに英貨が比較的價值の安定した通貨であると同時に、自由な國際決済通貨であり、また日本の對外取引が英米通貨に關係が深いといふ所にあつたのですが、今や英貨は右のやうに著るしく安定性を欠きまた封鎖通貨とならうとしてゐるのであつて、茲に爲替基準を英貨に置く主なる意義は全く失はれたのであります。

こんな次第で日本の通貨の爲替基準について、英貨を離れ新たに對象とすべき通貨を見出さねばならぬ事態に立至つたのであります。現在のわが國對外取引の實情を見ますと、貿易に於ても貿易外に於ても英米通貨の國よりも米系通貨の國に對する關係の方が密接であり、この傾向は今後も持續されるものと考へられ、他面爲替資金の操作の上からもロンドン市場の使用が困難となれば必然的にニューヨーク市場を中心として行かなければなりません。

なほ米貨は自由通貨であり、その前途に付いても今日一般に安定性のある通貨と認められてゐる等、各種の事情を考慮してこ

の米貨に邦貨の爲替基準を置くことがこの際わが國にとつて最も適當であると云ふ結論に到達したのであります。

爲替基準を米貨に変更するに當つて邦貨の對米相場をどんな點に定めるかに付いては、對外貿易その他に及ぼす影響を考慮し現狀に變更を與へることを避け、九月二十八日以來持續して来た對米電信賣二十三弗十六分の七の相場を採り之をわが國の爲替相場の基準としたのであります。

電信賣とは電信賣の賣相場のこと——外國へ送金をする場合に、送金者が電信賣を頼んで送るが、銀行がこの電信賣を賣る値段が電信賣の賣相場です。

その結果今後わが國の爲替相場は不安定な英貨を離れ、自由で且つ安定してゐる米貨に基準を置き對米二十三弗十六分の七の相場に安定せられることになつたのであります。之に依つてわが國の對外取引の中で最も重要な部分を占めてゐる米系通貨

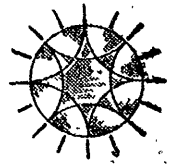
國、特にアメリカとの通商貿易關係は確固たる採算基準を與へられ非常な便益を受けるものと思はれます。又爲替資金操作上も今後はニューヨーク市場を利用することが多くなりこれ亦非常に便利となるものと豫想されるのであります。然し他面米貨に基準を置く結果、英米通貨の取引については或ひは從來に比べて多少の不便が起るかとも豫想されるのであります。これに對しては極力その緩和軽減に努め、英米通貨諸國との通商貿易も從來通り維持増進に努力するのは勿論であります。要するに今回の英

寫眞
週報

十一月一日號が
出來ました

- ☆ ニッポン號世界一周の壯途完成— 郵程五萬二千八キロ翔破
- ☆ 英雲神鎮る日— 靖國神社臨時大祭
- ☆ 法も情の温かさ
- ☆ 裁判所構成法が施行されて五十年、いまやわが司法裁判制度は世界に誇るべきものである。その裁判とは？
- ☆ 檳原の聖域に日滿一體の勸券奉仕— 滿洲帝國國報百九名の発行券
- ☆ 海外通信— 歐洲の表情
- ☆ 感冒は萬病のもと— 家庭急救箱 (其の九)
- ☆ 健康のカンパ

定價十錢 内閣情報部編輯



トルコを繞る英佛ソ

外務省情報部

ルコ政府に有効的に協力し出来得る限りの援助を與ふべし。
第二條

第一項 歐洲の一國に依る侵略行爲が戰爭を地中海域に迄發
展せしめ、其の戰爭に英佛が參加せる場合、トルコは英佛
兩國と協力し之に出來得る限りの援助を與ふべし。

第二項 歐洲の一國に依る侵略行爲が戰爭を地中海域に迄發
展せしめ、トルコが此の戰爭に参加したる場合には、英佛
兩國はトルコと有効的に協力し之に出來得る限りの援助を
與ふべし。

第三條 英佛兩國がそれ、四月十三日になしたる聲明によ
り、ギリシヤ及びルーマニアに與へたる保障が有なる限
り、英佛兩國が前記兩國の爲めに戰爭状態に入りたる場合に
は、トルコは英佛兩國と有効的に協力し、之に出來得る限り

去年の十月にはドイツとの貿易協定を結び、今年に入
り五月には英國と相互援助協定締結の諒解を行ひ、引き
つゞいて六月にフランスとも同様の諒解を遂げたトルコ
は、歐洲政局の悪化と共にその立場はとみに重要性を増
し、列強から引張り風となり、最近はソ聯との交渉が行
はれてゐたが、去る十月十九日に至り遂に英佛との三
國相互援助協定を成立せしめることとなつた。

トルコの首都アンカラにおいて調印された英佛土三國
相互援助協定の内容は、次の通りである。

第一條 トルコが歐洲の一國より侵略せられた結果、トルコ
が當該國と敵端を開くに至りたる場合は、英佛兩國政府はト
の援助を與ふべし。

第四條 歐洲の一國より英佛兩國の何れかに加へられたる侵
略の結果、英佛兩國が其の國と敵端行爲に入り、且、本條約
第二條第三條が適用さるべき特別規定なき場合においては、
締約國は直ちに相互に協議すべきものとす。但し、何れの場
合に於いてもトルコは尠くとも英佛兩國に對して好意的中立
を守るべきことを約す。

第五條 第三條の規定に該當せざる左の如き場合に於ても、
締約國は相互に直ちに協議し有效なりと思惟せらるゝ共同の
方策を議すべし。

(イ) 歐洲の一國に對し他の一國が侵略行爲をなし、締約國中
の一國が當該國との諒解に基づき、右侵略に對し同國の獨立
と中立を維持する爲め支援を與へ居たる場合。
(ロ) 歐洲の一國に向けてなされ、且つ斯かる行爲が締約國中
の一國に依つて自國の安全に對する脅威なりと思惟せられた
る場合。

第六條 本條約は如何なる特定國家をも目標とするものに
あらず、侵略に對抗するの必要を生じたる場合、英佛土三國の

相互援助を保障せんことを意圖せるものなり。

第七條 本條約の規定は、平等に變務的義務としてトルコ及他
の締約國を拘束するものなり。

第八條 本條約締約國が本條約履行の結果として戰爭に入り
たる場合には、各締約國は其の合意に基づくにあらざれば休
戰又は講和條約を締結し得ず。

第九條 本條約は批准を必要とし、批准書は出來得る限り速
かにアンカラ(トルコ當國)に寄託せられるべし。

本條約は批准書寄託の日を以て效力を發生するものとす。
本條約の有効期限は十五年とす。

但し、締約國の一國が他の二國に對し、期間満了の六ヶ月
前に其の終結の意思を通告せざる場合には、本條約の有効期
間は更に五箇年づつ延期せらるべきものとす。

附屬議定書 一

英佛土國各全權は、各國政府は本條約が署名調印の時より
效力を發すること同意せることを宣言するものなり。

附屬議定書 二

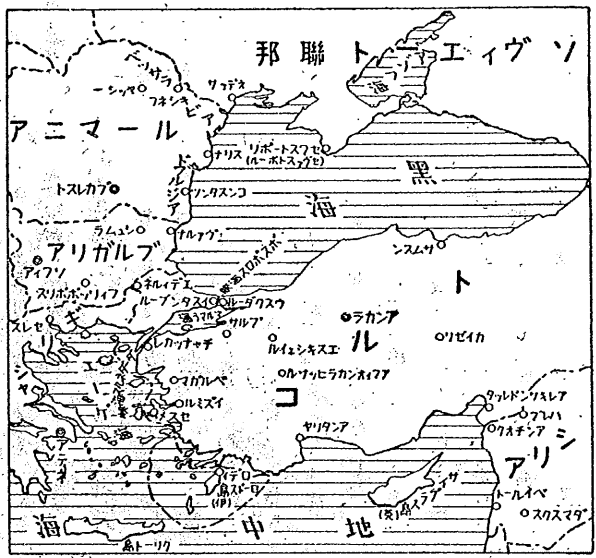
本條約の署名調印に際し、各全權は本條約によりトルコの

負へる義務は、トルコをしてソ聯との武装紛争に入ること
を強し得るものにあらざることに同意す。

今次戦争勃發以來、トルコの去就が重視されてゐた
が、それはトルコの地理的情勢から見て當然のことであ
り、地中海と黒海とを結ぶダーダネルス、ボスポラス兩
海峡を扼しかつ歐洲からアジアに至る陸路の要衝を占
め、その一進一退は近接するギリシヤ、ルーマニア、ユ
ゴスラヴィア、ブルガリア等に直接の影響を及ぼし、
又、トルコは永らく回教の宗主國であつた關係から、イ
ラク、イラン、アフガニスタン等の回教諸國、及びイン
ドの回教徒に對しても重要な立場におかれてゐるからで
ある。

そして、トルコの兩海峡問題こそは英ソ交渉の進行を
阻んだ要因と見なされ、例へば去る五月上旬アンカラに
於て行はれた英ソ兩國の對土交渉の如く、時を同じくし
て行はれながら、しかもその獨伊包圍陣に對するトルコ
抱き込みの意圖に於ては重大な相違を示し、特にダーダ

ネルス海峡に對する英ソ兩國の要求は到底一致を豫想で
きなかつた。



即ち、英國ならびにフランスは、ダーダネルス海峡を
ルーマニア援助に赴く唯一の通路として同海峡の無

條件解放を要求したのに對し、ソ聯は第三國軍艦を無制
限に海峡を通過させることには傳統的に反對であり、その
黒海政策からルーマニアやトルコとは廣範圍な協力を希
望しながらも、黒海問題に對する英國の直接介入には絶
對反對の態度を持し、たゞトルコが地中海問題に於ての
英英國と協力するよう要求してゐた。従つて、英ソの對
土外交折衝においてソ聯は地中海問題と黒海問題とを
別箇に處理するやうにつとめ、英國は地中海と黒海とを
一體として處理するやうにつとめたのであつた。

その後、英ソのトルコ引込み工作は躍起となつて行は
れ、一時はソ土協定の成立を豫想されるに至つたが、ソ
聯政府がトルコ政府に對し、ポーランド分割の承認、ソ
聯の指導下にバルカン中立ブロック結成、ソ聯及びブル
ガリアの利益に於てルーマニアを事實上分割すると云
ふ苛烈な要求を認めさせようとしたため、ソ土會談は遂
ひに決裂し、トルコはこゝに、かねてそれ／＼英佛との
間に締結してゐた提携を強化し、英佛土三國相互援助協
定の調印へと進んだのであつた。

今次の協定成立に對し、英國側の新聞は英佛外交の勝
利と説き、次のやうな論調を示してゐる。

ダーダネルス海峡の管理國としてトルコの地位は重要であ
り、本條約がバルカン地方の安定と地中海の平和確保に資す
處は甚大といふ事が出来よう。ソ聯が若しバルカン地方の現
狀維持を企圖するものならば、本條約に對し何ら異議はない
筈である。ソ聯はトルコに對し、トルコの對英佛への義務の
否認を迫つたがトルコはそれを拒絶した。應當に行けば英佛
土條約と併行的にソ土條約が成立するかに見受けられたが、
ドイツがソ聯を唆して無理な要求を提出せしめたため、ソ土
交渉は決裂し却つて英佛に勝利を齎らした。なほ、附屬議定書
によりトルコが對ソ戰爭を行ふ義務を免除されてゐる點は注
目に値するもので、情勢如何によつては本條約の死活がソ
聯の意圖によつて決せられる羽目となるかも知れないが、英國
としてはソ土兩國間の友好關係存続を歓迎するものである。
以上のやうに英國及びフランスは今次の三國相互援助

協定においてトルコの對ソ戦争義務を免除することにより、ソ土友好關係の持續をはかると共に、本條約締結による効果をひたすら對獨威壓ならびに對伊牽制に集中しつゝあるやうである。

一方、ソ聯の見解としては、イズヴェスチヤ紙の社説が次の通りに論じてゐる。

英佛土協定は英佛が交戦國となつた今日、特別の意義を有する。英佛はトルコと協定を結ぶと同時にソ土間にも相互援助條約を締結せしめ、もつてソ聯をしてドイツ及び地中海に於ける英佛の假敵に對抗せしめ、かつ獨ソ兩國の離間を企てたものであるが、ソ聯の斷乎たる態度により、その英佛側の計畫は失敗に終つた。

そして今次條約の成立によりソ聯は何ら痛痒を感ぜずと稱してはゐるが、地中海に新たな勢力均衡が發生したことは認めざるを得なかつたやうである。

次にドイツ側の英佛土協定成立に関する見解としては、去年十月フランクフルクをトルコへ派遣し、一億五千萬マールのクレジット供與を行つて以來、パーベン大使

をして對土提携強化の交渉を行はせてゐたが遂に奏效せず、そのために不快の念をもつて見てゐることは當然であり、その新聞論調を綜合すれば次の通りとなつてゐる。

本條約はドイツを對策とする事は明白で、トルコはその傳統的な親獨政策を棄てたものである。そして英佛の眞の目的はバルカン地方、地中海、ダーダネルス海峡、黒海に於ける平和の保障にあらずして、機會を窺ひ戦争をそれらの地域に擴張せんとし、その方便としてトルコを利用せんとするものである。

しかしながら、それら地域に於ける平和の維持は、ドイツにとり軍事上は勿論、英國の經濟封鎖を防禦する立場からいつても絶対に必要である。

しかも本條約の附屬議定書においてトルコの對ソ戦争義務の免除を行ふことが規定されてゐるが、それを以てソ聯のそれら地域に於ける利益を維持することは不可能であり、且つ獨伊、ソ三國はそれら地域の平和維持につき完全に利害の一致を見て居り、従つて英佛土三國協定の成立は結果に於て獨伊ソ三國關係の通商性を強化するものである。

なほイタリアは英佛土協定に關し、政府機關ジョルナーレ、デイタリア紙上に、ガイダ主筆の社説によつて次の如く喝破した。

トルコはバルカンの向背に關し一種の指導的立場を採らんとする形勢を示してゐるが、イタリアの同意なくして如何なる國家もバルカンに於て何事も爲し得ず、又計畫することも出来ない。イタリアは今同成立した英佛土協定を重大視してはゐるが、それによつてイタリアの勢力が影響を受けるとも考へてゐない。

しかしながらイタリアは、獨ソ同盟の成立及びソ聯のポーランド進出により、自國のバルカン地方に對する勢力の維持伸張につき、すでにある種の不安を感じて來てゐる事も否まれず、今次の三國協定成立の結果、イタリアの地中海制覇の達成を阻止しつゝある英佛兩國が、地中海沿岸諸國に對して發言權を増大したことも、強ち否定出來ないのである。即ちイタリアとしては、三國協定の成立により、さしあたりソ聯勢力の西漸を中絶される安堵と共に、地中海に於ける英佛勢力の壓迫を感ぜざる

を得なくなつたのである。

以上の通り、今次の英佛土三國相互援助協定の成立は、ソ聯の勢力がバルカン及び地中海方面へ進出するのを少くとも一時的には防止することとなり、またドイツの勢力が陸路により近東諸國に進出しようとするのを途中で中斷することとなり、同時にまたイタリアの警戒的不參戰の必要を強めるに至り、獨ソ同盟の實現によつて大きな黒星を與へられた英佛外交として久しぶりの勝利を叫びしめたものである。

そして、すでに三國協定の成立後程なく英佛はトルコに對し六千萬鎊(約十億五千萬圓)のクレジットを供與したと傳へられ、次いでトルコを盟主とするバルカン協商(一九三四年三月にトルコ、ユーゴスラヴィア、ルーマニア、ギリシヤの四ヶ國間に成立したもので、バルカンの現状維持及び相互國境保障を約す)の強化とバルカン、ダニエーブ沿岸諸國の中立ブロック結成への影響が見受けられるのである。

精動の頁

経済戦強調運動と

戦時食糧充實運動の展開

東亞新秩序建設を戦事第四年を前に、強力日本建設のために一段と綜合國力の充實發達を期すべく、今回「經濟戰強調運動」と「戦時食糧充實運動」を力強く展開することになり、十月二十六日の次官會議に於てその要綱と方策とを決定した。

「經濟戰強調運動」は、十二月一日の「與那公日」を皮切りに、同末日までの歳末期間一ヶ月に亘り、經濟力の強化、經濟政策への全面的協力、公私生活の刷新、百億貯蓄達成への努力等を強調して國民

の實踐を求めんとするもので、この次官會議ではまた歳暮贈答問題を取りあげ、一、官吏に於て率先して歳暮の贈答廢止を實行すること、

- (一) 米を登重する觀念の徹底
- (二) 混砂搗粉の廢止
- (三) 白米食の廢止、七分搗米（胚芽殘存のものを含む）の常用
- (四) 七分搗米と麥類其の他の雜穀、豆類、薯類等の混食の奨励
- (五) 麵類、蕎麥食等の奨励
- (六) 官公職、會社、工場、學校、列車の食堂、團膳、一般食堂、飲食店等に於て飯米の無駄を防ぐため十分工夫すること
- (七) 工場、學校等の共同炊事の奨励

令旨奉體結核豫防國民運動

結核豫防並びに治療に關する四月二十八日、皇くも、皇陛下より優渥なる命令を賜つたが、之を奉體して、来る十一月十四日を期して全國的に結核豫防國民運動を起すことになつた。

文部省推薦圖書紹介

一般向

◇朝日新聞社編「朝日新聞社編」本書は朝日新聞社が朝日航空講座（上巻）の姉妹篇である。執筆者は斯界の第一戦に活躍してゐる人々であるから内容も正確且つ新味の溢れたもので、航空機學、海軍航空、空軍學、航空醫學、航空糧食、グライダー、防空施設、防空法、航空文學の諸篇からなり、一般人の航空常識を培ふ上に好個なものである（朝日新聞社編、東京、朝日新聞社、昭和十四年十一月）

◇トンネルの謎（山田三郎）本書は素人を相手として世界各國のトンネルの歴史を書いたもので、古代のバビロンのネルから最新式の近代のトンネルに至るまで興味深いものを取上げて平易に説いたもので、我が國の丹那トンネルについても述べてありトンネルに関する科學的な讀み物である（同社編、東京、朝日新聞社、昭和十四年十一月）

◇滿洲人の少女（小泉純義）本書は滿洲新地に住む日本の官吏の妻である著者が、滿洲人の一少女の排日思想を導き、滿洲國の國是たる民族協和を理解させ、延いては

圖書類圖書紹介

一般向

東亞に於ける日本の地位や、役割日本の國體や使命をも正解せしめる迄の血の滲むやうな苦心の體驗實録である。著者自身の體驗した貴重な情みと獻身的な努力の宣撫記録を興味深い物語の形式で書いてあつて今後の大建設への貴重な示唆を與へるものであり時節から好個な讀物である（同社編、東京、朝日新聞社、昭和十四年十一月）

◇恩給法關係法令集（内閣恩給局編）本書は恩給に關する法律、勅令、閣令、省令、内閣告示等を集録したもので、現行恩給法は勿論、富内省恩給令、恩給金庫法等が收められてある（同社編、東京、朝日新聞社、昭和十四年十一月）

◇滿洲開拓青少年義勇軍現地通信集（第一輯）（拓務省拓務局編）大陸開拓の熱の戦士として勇躍渡滿した青少年たちが、それらの郷土へもたらした通信を集めたもので、訓練生の赤裸々なる奮闘を通じて現地の生活ぶりや、彼等の抱懐せる愛國の至情、事變と祖國への關心、興業事業に對する決意等を語つた三十篇の生氣にあふれた報告集である（同社編、東京、朝日新聞社、昭和十四年十一月）

週報

昭和十四年十一月一日印刷發行

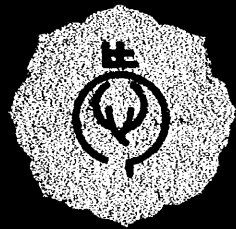
編輯部 內閣情報部
印刷部 東京市神田區永田町
發行部 內閣印刷局
東京市神田區大手町

定價 一部 五錢（送料別）

申請所 內閣印刷局發行課
電話九、九三〇、九三二

所達所 全國各地官報販賣所
東京市神田區永田町一、三三三
振替東京九、三九〇番
各書店・驛賣店

注意 本誌より轉載の場合は必ず「週報」の旨を明記し、且つ右轉載料を内閣情報部印刷課に送付して下さい。本誌記事の無断轉載は固断に拒絶します。御意見を週報編輯部にお知らせ下さい。本誌を他へお譲りの場合は郵便一部五厘、本誌へ廣告御寄附の場合は内閣印刷局へ。



生命保険

官廳編纂圖書(抄)

内閣恩給局編纂	恩給法關係法令集	定價・三五	送料・〇六
陸軍省編纂	帝國及列國の陸軍 昭和十四年版	定價・三〇	送料 共
陸軍省情報部編纂	國家總力戰の戦士に告ぐ	定價・二〇	送料・〇三
陸軍省情報部編纂	東亞新秩序の建設と帝國海軍	定價・二〇	送料・〇三
文部省編纂	國體の本義	定價・三五	送料 共
文部省編纂	國體の本義解説叢書	各冊定價・二〇	送料 共
教育部編纂	國體の本義解説叢書	各冊定價・二〇	送料 共
物價局編纂	物價統制の大綱	定價・〇八	送料・〇三
物價局編纂	物價統制實施要綱	定價・一二	送料・〇三
重要物資の配給統制	重要物資の配給統制	定價・二五	送料・〇六
傷兵保護院編纂	傷兵保護關係例規	定價・一〇〇	送料・一〇

★送料内地外はきな記附と内地送料を合む

發行所 東京市麹町區大手町 印刷局 内閣印刷局
 所賣店 東京市麹町區大手町 印刷局 内閣印刷局
 所賣店 東京市麹町區大手町 印刷局 内閣印刷局

露光量違いにより重複撮影



國民舉つて 生命保険へ



断じて安い保険料

愛國生命

本 社 東 京 ・ 日 比 谷

官 廳 編 纂 圖 書

内閣思給局編纂	恩給法關係法令集	定價・三五	送料・〇六
陸軍省編纂	帝國及列國の陸軍 昭和十四年版	定價・三〇	送料 共
陸軍省情報部編纂	國家總力戦の戦士に告ぐ	定價・二〇	送料・〇三
陸軍省情報部編纂	東亞新秩序の建設と帝國海軍	定價・二〇	送料・〇三
文部省編纂	國體の本義	定價・三五	送料 共
文部省編纂	國體の本義 解説叢書	各冊 二〇	送料 共
教育部編纂	國體の本義 解説叢書	各冊 二〇	送料 共
	▽明治以後詔勅謹解		▽我が國體と神道
	▽我が風土・國民性と文學		▽我が國體に於ける和
	▽我が國體と文學		▽我が國體に於ける和
	國の精神		▽帝國憲法と臣民の翼賛
	▽日本の美術		
物價局編纂	物價統制の大綱	定價・〇八	送料・〇三
	物價統制實施要綱	定價・二二	送料・〇三
臨時物資調整局編纂	重要物資の配給統制	定價・二五	送料・〇六
傷兵保護院編纂	傷兵保護關係例規	定價一・〇〇	内地 〇一・〇〇

☆ 送料 内地 全 各 國 各 地 官 署 主 地 郵 局 直 販 所 各 縣 所 發 行 所 東 京 市 錦 町 區 大 手 野 内 閣 印 刷 局 (〇〇〇九一東京谷比)

露光量違いにより重複撮影

週報

十一月八日號

歐洲戰爭と印度の動向

物價停止と俸給
— 會社職員給與臨時措置令の解説 —

國際放送宣傳戰は
如何に戰はれつゝあるか

第一六〇號

昭和十四年十一月八日

（毎週一回水曜日發行）

五錢

週報

昭和十四年十一月

（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行



登録商標

ベークライト

積層品 成型品 成型粉末
塗料 油溶性 レジン...

金屬其他の不足物資をベークライト製品によつて代替し、その恒久化を圖り新時代に適應する企畫を御立て下さい。使用個所に依つては不足物資以上の優秀な性能を發揮します。

（説明書進呈）

日本ベークライト株式會社

本社 東京市日本橋區室町二ノ二
營業所 東京市赤坂區溜池十二

（判[A5] 格規定國はさ大の書本）